

[事案 2021-325] 損害賠償請求

・令和4年12月22日 裁定不調

<事案の概要>

保険会社が情報提供を怠ったことを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成5年9月に契約した個人年金保険（契約者・年金受取人は自分）について、平成14年1月に契約者を配偶者に変更し、令和2年12月に再度契約者を自分に変更した。しかし、平成27年度の税制改正により保険金等の支払調書における記載事項の追加があり、平成30年1月以後に契約者変更の効力が生じる場合には支払調書に記載されることになったが、この税制改正についての情報提供があれば税制改正前に契約者変更を行って贈与税の課税を免れることができたものの、保険会社がその情報提供を怠ったため、贈与税相当額の損害が将来発生することになったことから、贈与税相当額を損害賠償してほしい。

<保険会社の主張>

税金は実態に応じて課税されるものであり、当社からの情報提供の有無に関わらず、生命保険契約にかかる税金は契約者ないしは受取人が負担するものであることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約者変更の経緯および保険会社の情報提供の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社が情報提供を怠ったことは認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1) 保険会社は、「個人年金税務お知らせ活動」として、個人年金保険の契約者に対し、平成27年度の税制改正による支払調書の記載事項追加に関する情報周知を行っていたものの、保険会社の事務手続の不備等によって、申立人に対する情報提供がされていなかった。
- (2) 情報提供は、顧客サービスの一環として行われているものであり、これを怠ったとしても保険会社に法的責任を認めることはできないが、本来、個人年金保険の契約者全員に対して行われるはずであった情報提供が申立人になされなかったことは、契約者間の公平を欠くといえる。